財監　第　103 号
令和４年７月 20 日

関係業界団体　代表者　各位

財政局技術監理部技術監理課長

土木工事における週休２日工事実施要領の改定について（通知）

貴職におかれましては、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

標記について、建設業界の週休２日推進に向けた取り組みとして、土木工事における週休２日工事実施要領等を策定し、平成 31 年４月より運用を開始しましたが、更なる週休２日工事の普及のため、一部改定を行いましたので、お知らせいたします。

貴団体傘下の会員の方々への周知をよろしくお願いします。

引き続き、業界団体の皆様と意見交換を行いながら官民一体となり取り組んでいきたいと考えておりますので、御協力の程、宜しくお願い致します。

記

１．適用年月日

令和４年８月１日以降、契約する工事から適用。

また、令和４年８月１日時点で既に契約している工事についても、発注課との協議のうえ、適用可能とする。

２．改定項目

「実施要領」の改定

２．定義（２）対象期間

３．　改定資料・添付資料

01_ 週休２日工事実施要領（R4.8.1 版）

02_ 改定箇所朱書き_週休２日工事実施要領（R4.8.1 版）

４．　掲載場所

福岡市ホームページにて公開します。（８月１日以降）

福岡市ホーム ＞ 創業・産業・ビジネス ＞ 公共工事・技術情報 ＞ 公共工事の技術情報＞ 週休２日工事

https://www.city.fukuoka.lg.jp/zaisei/gijutsukeikaku/business/doboku-kijunrui/shuukyuu2kakouji.html

【担当部署】
福岡市財政局技術監理部技術監理課
ＴＥＬ　092-711-4844

土木工事における週休２日工事実施要領

1. 趣旨

建設業界では、若手技術者の離職や入職者の減少など、将来の担い手確保が大きな課題となっており、建設現場における労働環境の改善が求められている。

そのため、福岡市では、労働環境改善に向けた意識向上を図るとともに、建設業界の週休２日推進に向けた取り組みとして、公共工事における週休２日工事を実施する。

2. 定義

（１）週休２日とは、対象期間において、４週間のうち６日間以上の休日を定め、確保することをいう。ただし、やむを得ず休日に作業を行う場合には、夏期休暇、及び年末年始休暇以外で振り替えできるものとする。

（２）対象期間とは、工事着手日~~（準備期間は除く）~~から工事完成日現場施工が完了した日~~（後片付け期間は含まない）~~までをいう。なお、年末年始（６日間）、夏季休暇（３日間）、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は含まない。

（３）休日とは、現場を「完全閉所」することをいう。なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日も休日に含むものとする。

（４）「完全閉所」とは、工事及び測量等の現場作業や現場事務所での事務的作業など、一切の作業を行わないことをいう。ただし、以下の作業は、現場作業に該当しない作業とする。

１）災害時の緊急時に発注者が要請した作業

２）現場見学会等

３）休日の工事現場巡視（パトロール）、保守点検（現場内で行う重機のメンテナンスや補修）等の作業

４）資材納入、交通誘導、調査業務、運搬業務等の建設工事の請負契約に該当しない下請負人等が行う作業

５）その他、受発注者の協議により必要と認められた作業

3. 対象工事

（１）対象工事は、福岡市が発注する「全ての土木工事」とする。

ただし、以下の工事は除く。

１）緊急を要する工事（災害復旧工事、単価契約など）

２）適正な工期が確保できない工事（出水期における河川区域内工事など）

なお、対象工事は特記仕様書、現場説明書に週休２日工事であることを明示する。

（２）基本、「受注者希望型」とする。

なお、「発注者指定型」も可能し、事前に技術監理課と協議する。

4. 休日取得形態

「週休２日工事」における休日の取得形態は以下のとおりとする。

１）　４週８休：４週間のうち８日間以上の休日を定め確保する。

２）　４週７休：４週間のうち７日間の休日を定め確保する。

３）　４週６休：４週間のうち６日間の休日を定め確保する。

なお、港湾請負工事積算基準を適用する工事で実施する休日取得形態は、「４週８休以上」のみとする。

5. 実施内容

（１）発注者からの確認および受注者による意思表示

発注者は、「週休２日工事」実施の有無について、受注者へ必ず確認する。

受注者は、契約後速やかに「週休２日工事」実施の有無を決定し、実施する場合は、「４週８休」「４週７休」「４週６休」いずれかの休日取得形態を選択し、監督職員に連絡する。

（２）休日取得計画表の提出

受注者は、週休２日の実施に関する計画を行い、「休日取得計画表」を作成し、施工計画書に添付し監督職員に提出する。「休日取得計画表」の作成に当たっては、上記「２．定義」を踏まえ計画すること。

（３）工事看板等による表示

受注者は、週休２日実施工事である旨を看板に明記し、現場に掲示する。

（４）実施報告

受注者は、週休２日の実施状況をとりまとめ、「休日取得実施報告書」を作成し、監督職員に提出する。また、監督職員の指示により、作業日報等の提示を求められた際には提示する。

（５）変更協議

週休２日の実施に伴う工期の変更は認めないこととする。工事期間中における週休２日の休日取得形態の計画変更が生じるなど休日取得計画に変更が発生する場合、また、設計変更により工期が変更となる場合には、「変更休日取得計画表」を作成し、速やかに監督職員へ提出する。

（６）監督職員の対応

監督職員は、緊急を要する工事等やむを得ない場合を除き、休日の前日等において、休日中の作業が発生するような指示は行わない。

6. 週休2日の実施確認

発注者は、受注者から提出された「休日取得計画表」、または「変更休日取得計画表」と、「休日取得実施報告書」の内容を確認する。

なお、「休日取得実施報告書」の最後部にある「合計欄の実施」に記載ある休日取得形態を実績とする。

7. 間接工事費等の取り扱い

週休２日の実績に応じ、最終変更契約時において休日取得形態ごとに、労務費、機械経費、及び間接工事費率に以下の補正係数を乗じて増額する。

１）４週８休以上
　労務費１.０５　機械経費（賃料）１.０４　共通仮設費１.０４　現場管理費１.０６

２）４週７休
　労務費１.０３　機械経費（賃料）１.０３　共通仮設費１.０３　現場管理費１.０４

３）４週６休
　労務費１.０１　機械経費（賃料）１.０１　共通仮設費１.０２　現場管理費１.０３

４）４週８休以上（港湾土木請負工事積算基準書を適用した工事）
　労務費１.０５　機械経費（賃料）１.０４　共通仮設費１.０２　現場管理費１.０３

8. 市場単価の取り扱い

市場単価を適用する工事は、週休２日の実績に応じ、最終変更契約時において休日取得形態ごとに、工種ごとの補正係数（別表１）を乗じて積算する。

なお、港湾土木請負工事積算基準書を適用した工事については、工種ごとの補正係数（別表２）を乗じて積算する。

9. 工事成績評定の取り扱い

上記「６．週休２日の実施確認」に基づく確認ができた場合は、休日取得形態に応じて工事成績評定で加点する。なお、達成出来なかった場合の減点は行わない。

10. その他

（１）証明書の発行

検査担当課は、週休２日工事を実施した受注者に対し「週休２日実施証明書」を発行する。

附則

策定・平成31年３月18日　　適用・平成31年４月１日
改定・令和　元年９月　１日　　※水道工事を対象
改定・令和　２年３月27日　　適用・令和　２年４月　１日
改定・令和　３年３月30日　　適用・令和　３年４月　１日
改訂・令和　３年９月30日　　適用・令和　３年10月１日
改訂・令和　４年７月20日　　適用・令和　４年８月　１日

（別表１）

週休２日制工事における市場単価積算の補正係数の設定

名　称	区　分	補正係数		
		４週６休	４週７休	４週８休以上
鉄筋工		**1.01**	**1.03**	**1.05**
ガス圧接工		**1.01**	**1.02**	**1.04**
インターロッキングブロック工	設置	**1.00**	**1.01**	**1.02**
	撤去	**1.01**	**1.03**	**1.05**
防護柵設置工（ガードレール）	設置	**1.00**	**1.01**	**1.01**
	撤去	**1.01**	**1.03**	**1.05**
防護柵設置工（ガードパイプ）	設置	**1.00**	**1.01**	**1.01**
	撤去	**1.01**	**1.03**	**1.05**
防護柵設置工（横断・転落防止策）	設置	**1.01**	**1.03**	**1.04**
	撤去	**1.01**	**1.03**	**1.05**
防護柵設置工（落石防護柵）		**1.00**	**1.01**	**1.02**
防護柵設置工（落石防止網）		**1.01**	**1.02**	**1.03**
道路標識設置工	設置	**1.00**	**1.01**	**1.01**
	撤去・移設	**1.01**	**1.03**	**1.04**
道路付属物設置工	設置	**1.00**	**1.01**	**1.02**
	撤去	**1.01**	**1.03**	**1.05**
法面工		**1.00**	**1.01**	**1.02**
吹付枠工		**1.01**	**1.02**	**1.03**
鉄筋挿入工（ロックボルト工）		**1.01**	**1.02**	**1.03**
道路植栽工	植樹	**1.01**	**1.03**	**1.05**
	剪定	**1.01**	**1.03**	**1.05**
公園植栽工		**1.01**	**1.03**	**1.05**
橋梁用伸縮継手装置設置工		**1.00**	**1.01**	**1.02**
橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工		**1.01**	**1.02**	**1.04**
橋面防水工		**1.00**	**1.01**	**1.02**
薄層カラー舗装工		**1.00**	**1.00**	**1.01**
グルービング工		**1.00**	**1.01**	**1.01**
軟弱地盤処理工		**1.00**	**1.01**	**1.02**
コンクリート表面処理工（ウォータージェット工）		**1.00**	**1.01**	**1.01**

（別表２）

週休２日制工事における港湾土木請負工事市場単価積算の補正係数の設定

名　称	補正係数
底面工	1.04
マット工（アスファルトマット設置・ゴム系マット設置）	1.01
支保工	1.05
足場工	1.03
鉄筋工	1.05
吊鉄筋工	1.05
型枠工	1.04
コンクリート打設工（ポンプ車打設、ポンプ車打設以外）	1.05
止水板工	1.05
上蓋工	1.05
伸縮目地工	1.03
係船柱取付	1.05
防舷材取付	1.05
車止・縁金物取付	1.05
係船柱撤去	1.05
防舷材撤去	1.05
車止撤去	1.05
電気防食取付	1.05
防砂目地板取付工（陸上施工）	1.05
防砂目地板取付工（水中施工）	1.04
吸出し防止工（陸上施工・海上施工）	1.04
港湾構造物塗装工（係船柱・車止・縁金物）	1.04
ペトロラタム被覆	1.05
現場鋼材溶接・切断工（陸上施工・海上施工、水中施工）	1.05
かき落とし工	1.05
汚濁防止膜設置・撤去・移設	1.04
汚濁防止枠設置・撤去	1.03
灯浮標設置・撤去	1.04
汚濁防止膜保守管理（海上目視点検作業船あり・水中目視点検）	1.01
汚濁防止膜保守管理（海上目視点検作業船なし）	1.05
異形ブロック製作　型枠工	1.05
異形ブロック製作　コンクリート打設工	1.05